**さいたま市援農ボランティア事業農業研修実施要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、さいたま市援農ボランティア事業実施要綱（以下「要綱」という。）第３条第３項の規定に基づき、援農ボランティア事業農業研修(以下「研修」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（講座内容）

第２条　要綱第３条第２項に規定する基礎講座は、農業全般及び花き、野菜、果樹の３部門についての講義とする。

２　要綱第３条第２項に規定する専門講座は、花き、野菜、果樹の３部門についての講義及び実技講習とし、必要に応じ農家での実習を行うものとする。ただし、専門講座は、基礎講座の全ての日程に出席した者でなければ受講することはできない。

　（部門内容）

第３条　前条に規定する花き、野菜及び果樹の各部門における研修内容については、次に掲げるとおりとする。

⑴　花き部門　花き栽培全般並びに土つくり調整、、移植、植替え、株分け及び  
中間管理等の個別技術に関すること。

⑵　野菜部門　野菜栽培全般並びに土つくり調整、播種、移植、中間管理及び収穫調  
整等の個別技術に関すること。

⑶　果樹部門　果樹栽培全般並びに授粉、、粒抜き、摘果、収穫調整及び等  
個別技術に関すること。

（研修期間）

第４条　第２条に規定する講座の実施期間は、毎年４月から翌年３月までとする。

２　やむを得ない理由により講座の一部若しくは全部を欠席した者は、欠席した講座を受講するため、必要な限度において、研修期間を延長することができる。ただし研修を延長する期間は１年を超えることはできない。

３　前項の規定により研修期間の延長を希望する者は、受講年度の末日までに研修期間延長願（様式第１号）を、市長に提出しなければならない。

　（定員）

第５条　研修における定員は、１０名を上限とする。

（研修場所）

第６条　研修場所は、さいたま市見沼グリーンセンターほ場、施設及び市内農家が管理するほ場及び施設とする｡

（講師）

第７条　講師は、農業に関する知識と技術を有する者とする。

（修了の認定）

第８条　市長は、次の各号に定める条件を満たした者を、修了と認める。

⑴　第４条第１項に規定する研修期間内に開催される全講座中の9/10以上に出席し  
 　た者

⑵　第４条第３項の規定により研修期間の延長を願い出、かつ延長期間内に前年度欠  
席した講座全てに出席した者

　（費用等の負担）

第９条　研修で使用する種苗、肥料、生産資材、農器具等については、市長が用意するものとする。

２　受講者は、個人的に使用する道具類、自宅より実習場所までの交通費については自ら負担するものとする。

（傷害保険への加入）

第１０条　受講者は、市長が指定する傷害保険に加入するものとする｡

２　保険料は、市長が負担する。

３　前項の規定にかかわらず、第４条第３項の規定により、研修期間を延長した者は、延長期間分の保険料は、自ら負担するものとする。

（受講の取消し）

第１１条　市長は、受講者が、次の各号のいずれかに該当するとき、当該受講者に対し、受講を取り消すことができる。

⑴　受講申し込み時に、偽りその他不正の行為を行った者

⑵　講師及び関係職員の指示に従わなかった者

⑶　研修場所等を損傷したまたは損傷しようとする者

⑷　その他研修を運営する上で支障がある行為を行った者

２　前項の措置によって当該受講者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

（受講の辞退）

第１２条　受講者は、研修中に自己都合により、援農ボランティアの登録の意思を失い、以降の研修の受講を辞退する場合は、速やかに文書にて申し出るものとする｡

(補則)

第１３条　この要領に定めるもののほか農業研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１７年２月１日から施行する。

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

この要領は、平成２７年９月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

様式第１号(第３条関係)

　年　　月　　日

（あて先）さいたま市長

　住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

研修期間延長願

　援農ボランティア事業農業研修実施要領第４条第１項に規定する研修期間中に講座の一部に出席できなかったため、下記のとおり、研修期間の延長を願い出ます。

記

１　延長期間　　　　　　　年　　　月から　　　　年　　　　月まで

２　欠席した講座の日時及び内容（合計　　　　回）

３　延長理由